令和8年度
建設業法に関する講習会

適正な施工体制
（監理技術者等の専任・兼任について）

令和8年11月

中国地方整備局 建政部

国土交通省

全体目次

国土交通省

１．建設業法における技術者制度　・・・・・・・　２ページ

２．技術者の専任とは　・・・・・・・・・・・・　１０ページ

３．専任配置の特例　・・・・・・・・・・・・・　１８ページ

４．営業所技術者等の特例　・・・・・・・・・・　２６ページ

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９ページ

※　本講習会資料は、本省建設業課・建設振興課作成資料をもとに中国地方整備局建設業法令遵守推進本部で編集した資料をもとに構成

１．建設業法における技術者制度

建設業法における技術者制度の概要（1/2）

国土交通省

建設業法　第2章　建設業の許可

①営業所技術者、特定営業所技術者の設置等（法第7条、第15条）【旧：営業所専任技術者】

・**建設業許可の要件**となっている技術者。

・一般建設業許可業者が配置すべき者を「営業所技術者」、特定建設業者が配置すべき者を「特定営業所技術者」と呼称する。

・建設工事に関する**請負契約の適正な締結**や**その履行を確保**するために置かれるもので、**営業所に常勤**して専らその職務に従事すること（**専任**）が求められる。

・技術者に求められる資格等の要件は、②または③と同じ。

建設業法　第4章　施工技術の確保

②主任技術者の設置等　（法第26条）

・建設業者が、その請け負った**建設工事を施工するとき**に、工事現場の**技術上の管理を行う**ために置かなければならない技術者。

・工事内容・請負金額に応じて、原則として現場に「専任」であることが求められる。

③監理技術者の設置等　（法第26条の3～4）

・建設業者が、**一定以上の下請契約**を締結して建設工事を施工するときに、②に代わって工事現場の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。

・多くの場合、原則として現場に「専任」であることが求められる。

建設業法における技術者制度の概要（2/2）

国土交通省

④専門技術者の設置等 （法第26条第２項）

・一式工事の内容である専門工事を自ら施工する場合及び附帯工事を自ら施工する場合、専門工事又は附帯工事の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。

・技術者に求められる資格等の要件は、②と同じ。

⑤監理技術者講習 （第26条第5項、第26条の5～22）

⑥監理技術者資格者証 （第26条第5～6項、第27条の18～21）

⑦技術検定 （第27条～第27条の17）



※「技術者」と「技能労働者」（現場で実際の作業に従事するいわゆる「職人」といわれる方々）を混同しないよう注意が必要。なお、建設業法上、技能労働者については明確に規定されていない。

監理技術者及び主任技術者の配置と役割・職務

国土交通省

○建設業者は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置が必要（建設業法26条1項・2項）
○主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。（法26条の4第1項）
○工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。（建設業法26条の4第2項）

主任技術者及び監理技術者の職務（監理技術者制度運用マニュアル）

	元請の 主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 （専ら複数工種のマネジメント）
役割	● 請け負った建設工事全体の統括的施工管理	● 請け負った範囲の建設工事の施工管理	● 請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	● 請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ● 下請の作成した施工要領書等の確認 ● 設計変更等に応じた施工計画書等の修正	● 元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ● 元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	● 請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ● 下請の作成した施工要領書等の確認 ● 設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	● 請け負った建設工事全体の進捗確認 ● 下請間の工程調整 ● 工程会議等の開催、参加、巡回	● 請け負った範囲の建設工事の進ちょく確認 ● 工程会議等への参加※	● 請け負った範囲の建設工事の進ちょく確認 ● 下請間の工程調整 ● 工程会議等への参加※、巡回
品質管理	● 請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	● 請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ● 元請（上位下請）への施工報告	● 請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	● 請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ● 現場作業に係る実地の総括的技術指導	● 請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ● 現場作業に係る実地の技術指導	● 請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ● 請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

（参考）建設業法における技術者制度の概要（まとめ）

国土交通省

R7.2に金額が改定されたので注意

許可を受けている業種		指定建設業（土木、建築、管、造園、鋼構造物、舗装、電気）		その他（指定建設業以外の22業種）	
業許可	許可の種類	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国交大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	対象工事	下請5,000万円※1以上の元請工事	左記以外の工事	下請5,000万円※1以上の元請工事	左記以外の工事
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国交大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	工事現場における技術者の専任※2	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上で必要（一部兼務を認める規定あり）			
	監理技術者資格者証の必要性	専任の監理技術者のときに必要	必要ない	専任の監理技術者のときに必要	必要ない
	講習の必要性	専任の監理技術者のときに必要	必要ない	専任の監理技術者のときに必要	必要ない

※1　建築一式工事の場合は8,000万円以上

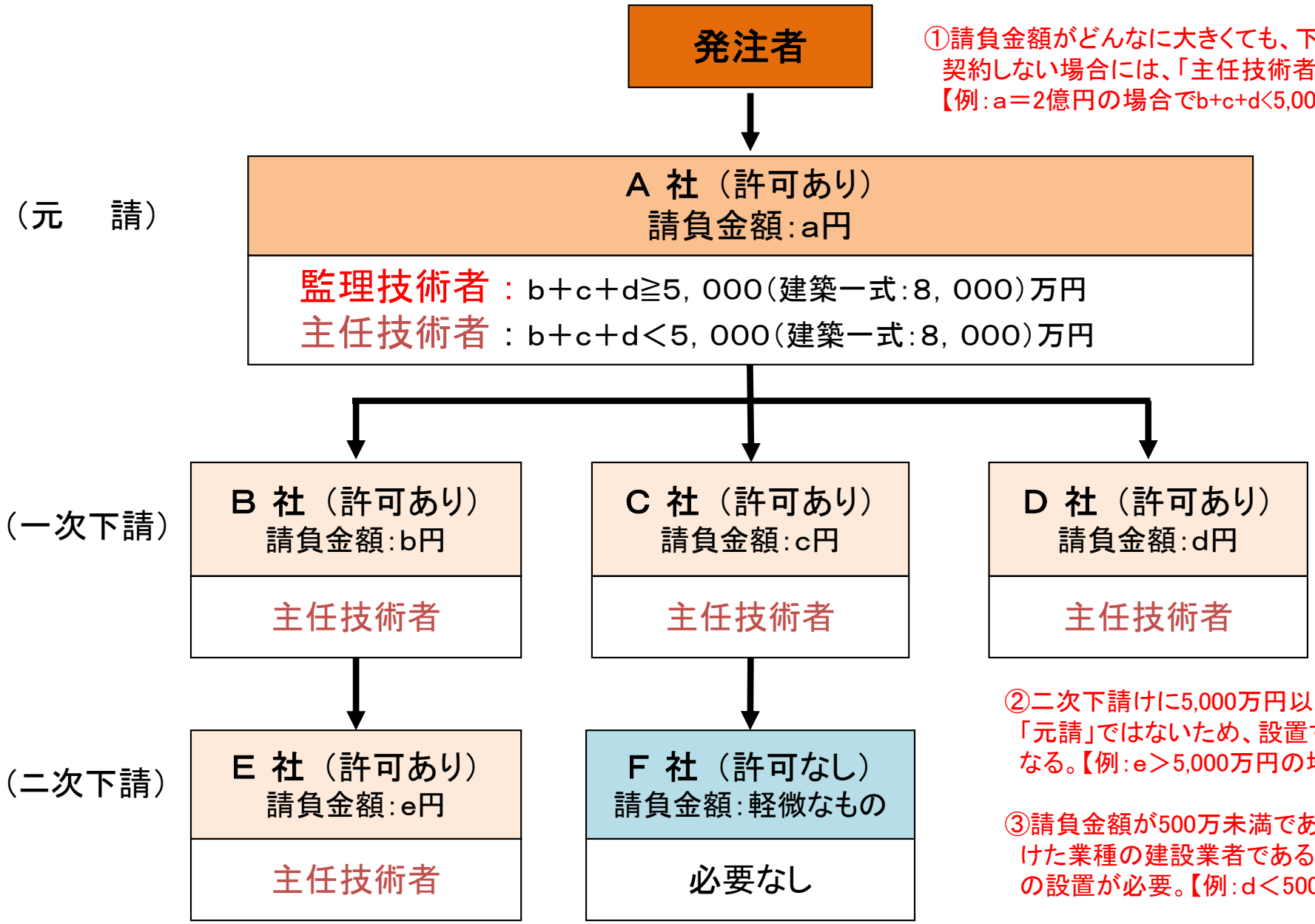
※2　以下の期間については専任は要しない（監理技術者制度運用マニュアル「三　監理技術者等の工事現場における専任　(3)監理技術者等の専任期間」より）

①現場施工に着手するまでの期間や検査終了後の後片づけ等のみが残っている期間

②用地確保未了、自然災害、文化財調査等により工事が全面的に中止している期間

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作のみが行われている期間

監理技術者及び主任技術者の配置（例）



①請負金額がどんなに大きくても、下請工事を5,000万円以上契約しない場合には、「主任技術者」を配置すればよい。
【例：a＝2億円の場合でb+c+d<5,000万円の場合のA社】

②二次下請けに5,000万円以上の工事を出したとしても、「元請」ではないため、設置するのは「主任技術者」となる。【例：e＞5,000万円の場合のB社】

③請負金額が500万未満であっても、建設業許可を受けた業種の建設業者である場合には、「主任技術者」の設置が必要。【例：d＜500万円の場合のD社】

建設業者と監理技術者等との関係

国土交通省

○技術者と建設業者との関係について

建設業者が請け負った建設工事を施工するときに、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者を設置する必要がある。

→ 建設業者と技術者の間には「**直接的かつ恒常的な雇用関係**」が必要とされている。
（＊監理技術者制度運用マニュアルにおいて規定）

（理由）建設業者が組織として有する能力と現場技術者の個人として有する能力が相まって発揮されることによりはじめて発注者から託された責任を果たすことができる。

直接的雇用関係：技術者とその所属建設業者との間に第3者が介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること

恒常的雇用関係：一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること

＊直接的かつ恒常的雇用関係については、監理技術者資格者証、健康保険被保険者証の所属企業や交付年月日等により確認する。

→ *上記の雇用関係を満足していない技術者を配置した場合には、技術者を配置していないのと同じと判断される。*

なお、国、地方公共団体等が発注する**公共工事の現場**において、**発注者から直接請け負う建設業者の「専任」の技術者**については、入札の申込のあった日以前に**3ヶ月以上**の雇用関係にあることが必要。

建設業者と監理技術者等との関係

国土交通省

○企業集団制度における技術者と建設業者との関係について

「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和6年3月26日付け国不建技第291号）

親会社と連結子会社、連結子会社間の在籍出向者（出向後3ヶ月以上の者）は監理技術者等に配置可能

【背景等】

○建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、それぞれが所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされている。

○一方で、その特例として、一定の企業集団においては、親会社及びその連結子会社の間の出向社員を 直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱ってきたところ。

○今般、企業集団内における出向社員の取り扱いの更なる合理化を図るため、新たに企業集団内の出向社員 に係る取り扱いを定めた（本通知1．）ところ。

○なお、合理化にあたって、旧通知の内容に比して親会社と連結子会社間の出向社員に関して一定の要件 （一部の場合、出向後3ヶ月以降配置可）を設定していることを踏まえ、旧通知※における取り扱いについても 一部改正し継続するものとする（本通知2．）。

○本通知の適用は、令和6年4月1日以降。（旧通知※は廃止）

※「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）

2．技術者の専任とは

監理技術者等の専任要件

○監理技術者等は重要な工事（公共性のある又は多数の者が利用する施設等のうち、請負金額が4，500万円以上（建築一式工事の場合は、9，000万円以上）の場合）において専任配置が必要（一部兼務を認める規定あり）

R7.2に金額が改定されたので注意

＜現状の専任要件＞

公共性のある 又は 多数の者が利用する施設等

個人住宅を除くほとんどが該当

国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第１項第１号）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第１項第2号）

・鉄道、道路、堤防、ダム、飛行場、上水道又は下水道等（政令第15条第1号）

・発送電施設、ガス事業用施設（政令第15条第3号）

次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第１項第3号）

・石油パイプライン、電気通信施設、放送施設、学校、図書館、美術館、博物館、社会福祉施設、病院又は診療所、火葬場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場、神社、寺院、教会、工場、展望塔

民間工事も該当します！

建設工事で工事一件の請負代金の額が四千五百万円（建築一式工事　九千万円）以上

→ 監理技術者等の専任配置

監理技術者等の専任規定

国土交通省

○監理（主任）技術者の専任制については、建設業法第26条第3項において規定

> ○法第26条第3項
> 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、（中略） 工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

○その制度運用については、『監理技術者制度運用マニュアル』において規定

専任 ＝ 他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること

○現場専任制度については、**元請、下請けに関係なく適用**となる。

○**専任の監理技術者**については、①**監理技術者資格者証の交付**を受け、②**監理技術者講習を受講**していることが求められる。

○専任の監理技術者・主任技術者であっても、一定の要件を満たす場合に兼務できることがある。

◎用語の使い方の違い

営業所技術者等の「専任」 ⇒「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事していることが必要。

現場配置「専任」技術者 ⇒「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること。

＊営業所技術者等については、一定の要件に合致する場合には、現場技術者（主任技術者・監理技術者）の職務を兼務することができる。

専任が必要な工事の専任期間について（1/2）

国土交通省

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること。

専任　＝　必ずしも常駐（常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要としているものではない

■技術研鑽のための
研修、講習、試験等への参加
■休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系、その他合理的な理由で短期間（１～２日程度）工事現場を離れること

↓

適切な施工ができる体制が確保

↓

差し支えない

■左記期間を超えて現場を離れる場合
■終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合
■周期的に現場を離れる場合

↓

①適切な施工ができる体制を確保
②①について元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上　位の下請の了解を得ている。

↓

差し支えない

専任が必要な工事の専任期間について（2/2）

国土交通省

基　本

専任期間　＝　契約工期

例　外

① **現場施工に着手するまでの期間**

② **工事を全面的に一時中止している期間（用地未確保、自然災害等）**

③ **工事完成後の期間**

④ **工場製作のみが行われている期間**

条件

発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の**書面**により**明確化**していること。

契約工期中であっても専任を要しない

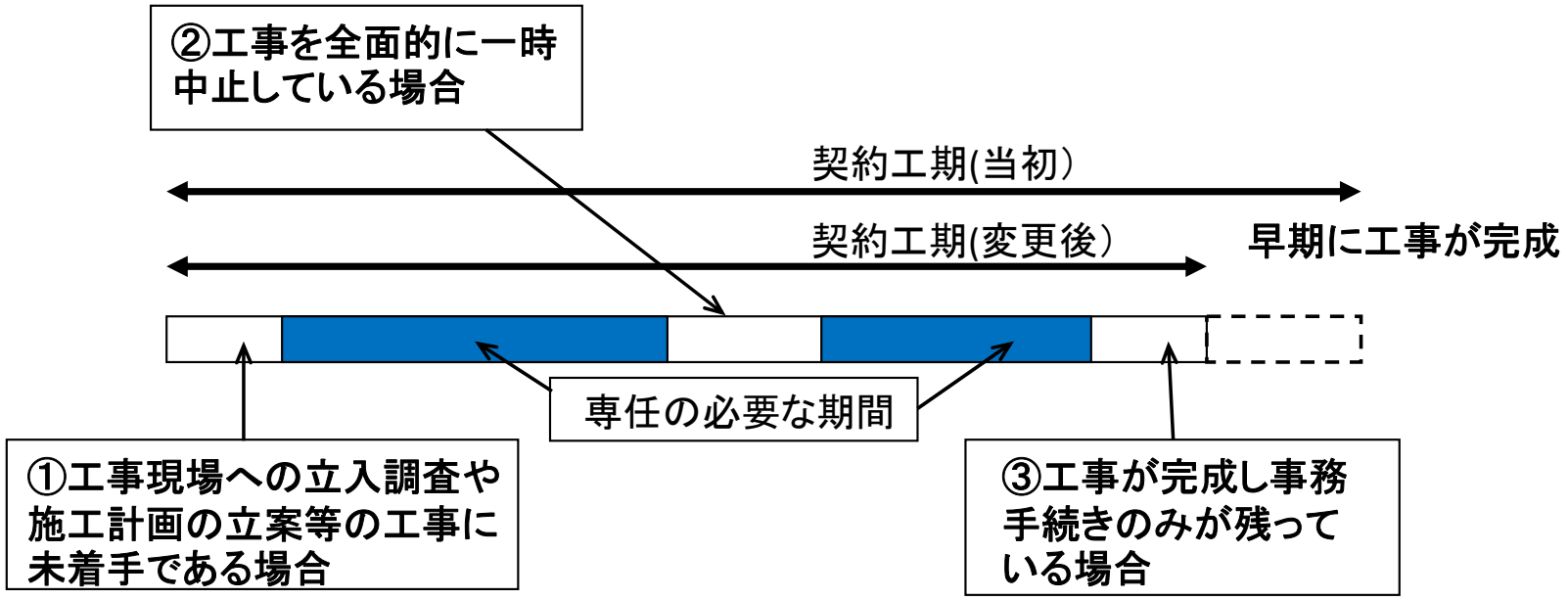
監理技術者等の専任期間

国土交通省

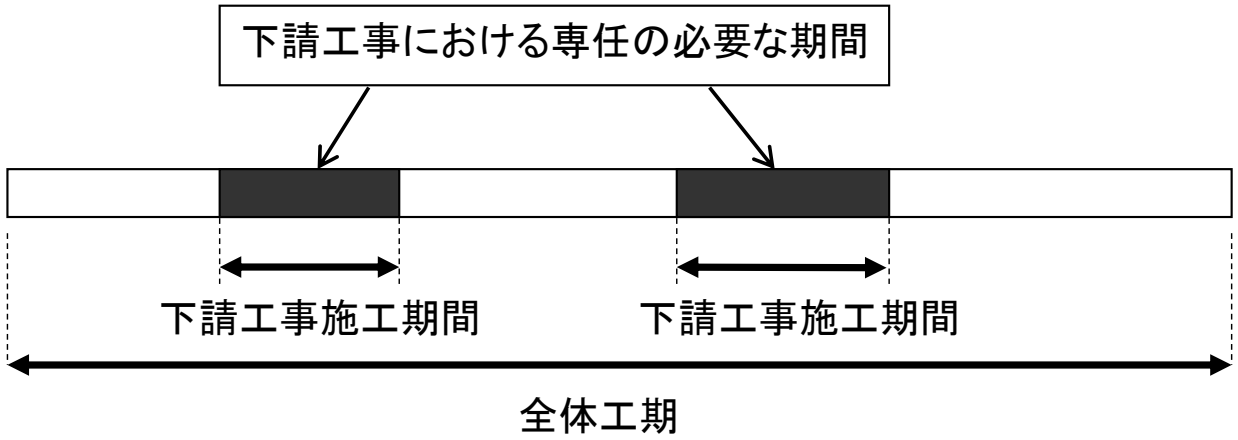
○専任で設置するべき期間

発注者から直接請け負った建設業者が、監理技術者等を専任で配置すべき期間は**契約工期が基本**であるが、以下の場合については、発注者と建設業者の間で**書面**により明確になっている場合は専任を要しない。

元 請



下 請

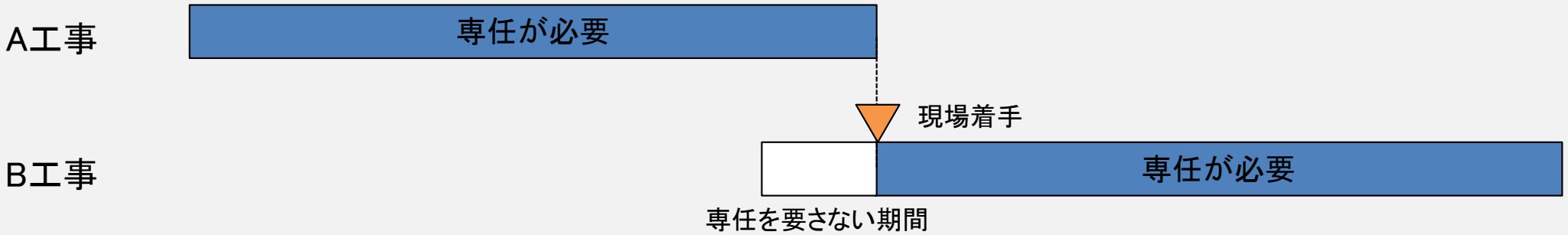


監理技術者等の配置期間の重複

国土交通省

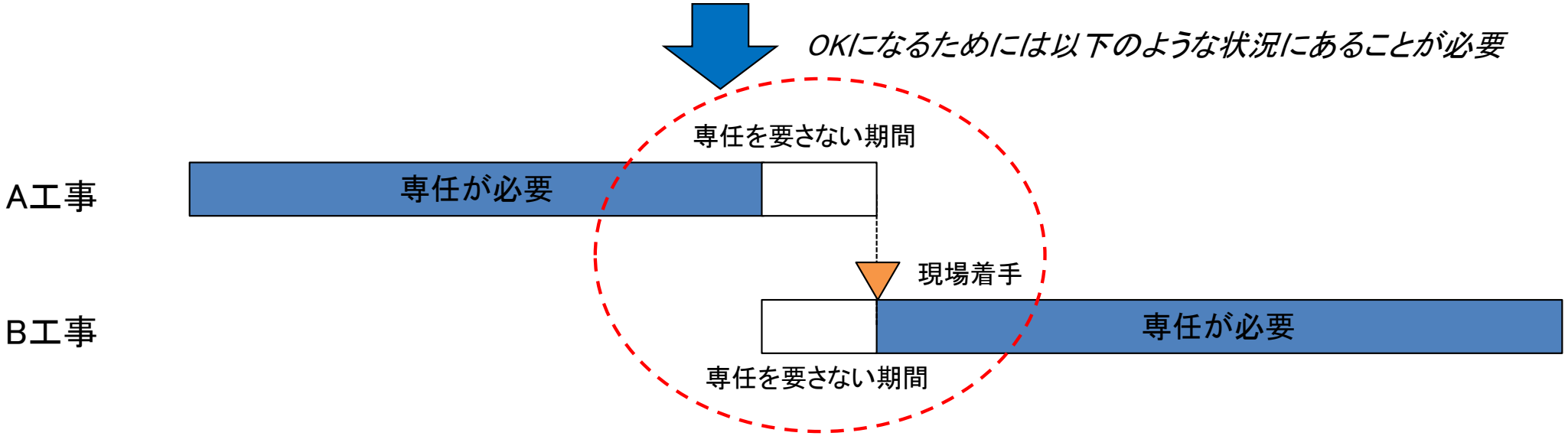
○注意すべき事項（従来の工事契約の場合）

現場着手までは専任を求めないという規定を活用した場合・・・



⇒B工事だけで考えれば、一見、問題がなさそうに見えるが、A工事において「専任」がかかっているため、当該技術者については、B工事に技術者として配置されたことが確認された時点で「専任義務違反」となる。

OKになるためには以下のような状況にあることが必要



なお、フレックス工期・余裕工期の場合は着手前は工期と見なさないので技術者の配置は不要

監理技術者等の途中交代（監理技術者制度運用マニュアル（建設業課長通知））

国土交通省

途中交代について

○交代の条件について注文者と合意した上で、交代が可能

※一般的な交代の条件例（これに限定されるものではない）
- ・監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ・受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ・工場から現地へ工事の現場が移行する場合など工事工程上技術者の交代が合理的な場合

➢ 公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請けの監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべき

＜途中交代に関する留意事項等＞

○建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、途中交代については、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がある。

○交代の条件の具体的な内容について、書面その他の方法により受発注者により合意する必要がある。

○交代の時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる必要がある。

○発注者からの求めに応じ、元請けが工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等からの支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要。

３．専任配置の特例

主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例

国土交通省

法26条第3項第1号（専任特例1号）
対象：**主任技術者、監理技術者**
要件：
①請負額：1億円未満（建築一式は2億円未満）
②工事現場間の距離：1日の勤務時間で巡回可能かつ移動距離片道概ね2時間以内
③下請数：注文者となった下請契約から数えて3次
④連絡等必要な措置：連絡員設置（土木一式、建築一式は、同種工事の実務経験1年以上）
⑤現場施工体制の確認：情報通信技術を利用する方法による確認
（CCUS、CCUSとAPI連携システム、同等）
⑥人員配置計画の作成、保存：参考様式参照
⑦現場状況の確認：映像、音声の送受信が可能、かつ、通話が可能な情報通信機器の設置
⑧兼務：2工事現場を超えてはならない

法26条第3項第2号（専任特例2号）
対象：**監理技術者**
要件：
①監理技術者補佐の設置：
・工事現場ごとに専任で設置
・請負った工事業種に係る主任技術者資格を有するもののうち一級の技術検定に合格したもの（一級施工管理技士補で請負工事の検定種別に限る）又は監理技術者（機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事は監理技術者に限る）
②兼務：2工事現場
③兼務できる工事現場の範囲：工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲
※発注者に説明し、理解を得ていることが望ましい。

令27条第2項
（建設工事の技術者の専任等に係る取扱い）
対象：**主任技術者**
要件：
①工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要するもの（相互調整：資材の調達を一括する場合や、工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合を含む）
②工事現場の相互間隔が10km程度近接した場所にある
③同一の建設業者が施工

監理技術者制度運用マニュアル
（二以上の工事を同一の専任技術者が兼務できる場合（同一の工事としての取扱い））
対象：**監理技術者、主任技術者**
要件：
①同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約で、工期の重複する複数の請負契約に係る工事
②それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物
③全ての注文者から同一の工事として取扱うことを書面で承諾を得る

法26条の三（特定専門工事業）
対象：**主任技術者**
要件：
①元請が下請の主任技術者を行うことを文書により合意
②対象：鉄筋工事、型枠工事
③配置技術者：
・当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務を有すること
・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。
④下請契約請負代金の額：4，500万円未満
⑤下請は再下請を行えない

監理技術者の専任の緩和（建設業法第26条第3項第1号） 専任特例1号

国土交通省

○建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。（建設業法第26条第3項）
○今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。（建設業法第26条第3項第1号、第4項）

専任特例1号（監理技術者マニュアル〈三（2）①〉）

現行	請負金額	改正後
原則専任	1億円（2億円）	原則専任
		情報通信機器の活用等による兼任制度の新設※2 兼任の要件は、【次　頁】
	4,500万円（9,000万円）※1	
専任不要	（ ）は建築一式工事	専任不要



※1：近年の建設工事費の高騰に伴い、金額を引き上げ（令和7年2月1日施行）
※2：主任技術者・監理技術者に適用可能
補足：上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能（主任技術者は適用不可）。この制度は改正後も引き続き活用可能。

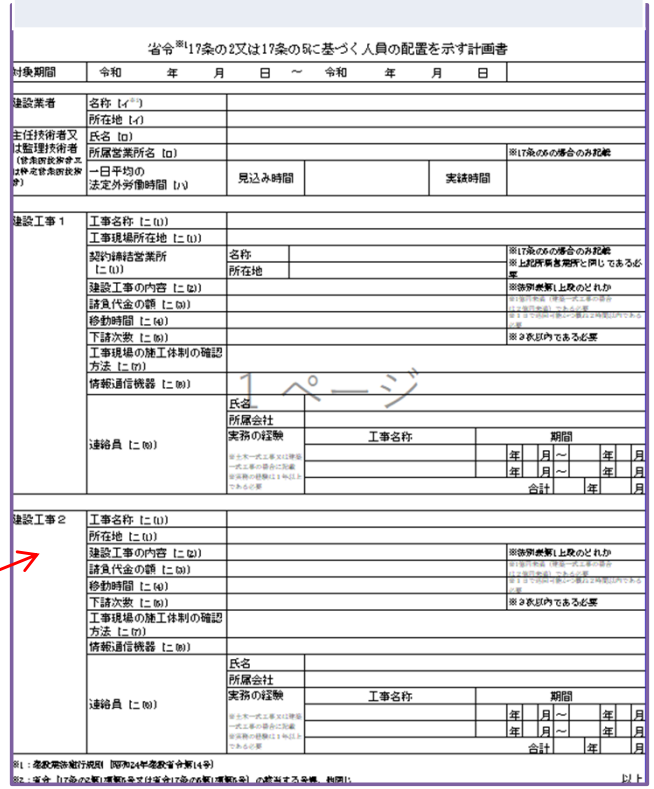
（参考）専任特例１号兼任要件（監理技術者制度運用マニュアル三（2）①）

国土交通省

情報通信機器の活用等による兼任制度（兼任要件）	
① 請負金額（政令）	１億円（建築一式工事の場合は２億円）未満
② 兼任現場数（政令）	工事現場の数は２を超えてはならない （専任特例２号（監理技術者マニュアル〈三（２）②〉）との兼務はできない）
③ 工事現場間の距離（省令）	１日の勤務時間内で巡回可能、かつ、災害、事故その他の事象が発生した場合において、他の工事現場との間の移動時間が概ね片道２時間程度
④ 下請次数（省令）	注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えないこと ※工事途中に下請次数が３を超えた場合は、専任特例が活用できず工事毎に専任配置が必要となる
⑤ 連絡員の配置（省令）	・連絡員は各工事に配置する必要がある。 ・土木一式工事又は建築一式工事の連絡員は、同業種の建設工事に関し１年以上の実務経験を有するもの ※実務経験の考え方は、営業所技術者（主任技術者）の実務経験に係る考え方と同様 ・連絡員に当該工事現場への専任、常駐は求めない。 ・連絡員は直接的・恒常的雇用関係は必要ないが、最終的な責任は請負会社が負う。
⑥ 施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）	・ＣＣＵＳ又はＣＣＵＳとＡＰＩ連携したシステムが望ましい ・その他システムでも遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム
⑦ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）	・人員計画を作成し、工事現場毎に備え置くこと。 ・保存期間は、規則２８条の帳簿と同じ期間、同じ営業所で保管
⑧ 現場状況を確認するための情報通信機器の設置	・遠隔の現場との必要な映像、音声のやりとりができれば、一般的なスマホ、タブレット端末、ＷＥＢ会議システムでも差し支えない。 ・山間部等通信不能の場合は本制度は利用できない。

人員計画は、「人員の配置を示す計画書（参考様式）」を参考に作成ください。

https://www.google.com/url?sa=t&source=web&rct=j&opi=89978449&url=https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851310.xlsx&ved=2ahUKEwj3oYf29seMAxV5rlYBHZsjOBUQFnoECAkQAQ&usg=AOvVaw0TkGqqLh5Lf8HcVXM7uZAp



省令※1 17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日					
建設業者	名称 (イ※2)					
	所在地 (ロ)					
主任技術者又は監理技術者（建築一式工事又は特定建設業許可）	氏名 (ハ)					
	所属営業所名 (ニ)					※17条のの場合のみ記載
	一日平均の法定外労働時間 (ホ)	見込み時間		実績時間		
建設工事１	工事名称 (ヘ(1))					
	工事現場所在地 (ヘ(1))					
	契約締結営業所 (ヘ(1))	名称				※17条のの場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じである必要
		所在地				
	建設工事の内容 (ヘ(2))					※該当項目に○
	請負代金の額 (ヘ(3))					※1 建築一式工事の場合 ※2 ※3 以外の場合 4,500万円以上
	移動時間 (ヘ(4))					※2 ※3 以外の場合2時間以内である必要
	下請次数 (ヘ(6))					※3 次以内である必要
	工事現場の施工体制の確認方法 (ヘ(7))					
	情報通信機器 (ヘ(8))					
	連絡員 (ヘ(9))	氏名				
		所属会社				
		実務の経験	工事名称	期間		
		※主任一式工事又は建築一式工事の場合に記載		年 月～	年 月	
		※該当項目に○		年 月～	年 月	
		※2 ※3 以外の場合 4,500万円以上である必要		合計	年 月	
建設工事２	工事名称 (ヘ(1))					
	所在地 (ヘ(1))					
	建設工事の内容 (ヘ(2))					※該当項目に○
	請負代金の額 (ヘ(3))					※1 建築一式工事の場合 ※2 ※3 以外の場合 4,500万円以上
	移動時間 (ヘ(4))					※2 ※3 以外の場合2時間以内である必要
	下請次数 (ヘ(6))					※3 次以内である必要
	工事現場の施工体制の確認方法 (ヘ(7))					
	情報通信機器 (ヘ(8))					
	連絡員 (ヘ(9))	氏名				
		所属会社				
		実務の経験	工事名称	期間		
		※主任一式工事又は建築一式工事の場合に記載		年 月～	年 月	
		※該当項目に○		年 月～	年 月	
		※2 ※3 以外の場合 4,500万円以上である必要		合計	年 月	

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令「17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号」の該当する番号、数字に

以上

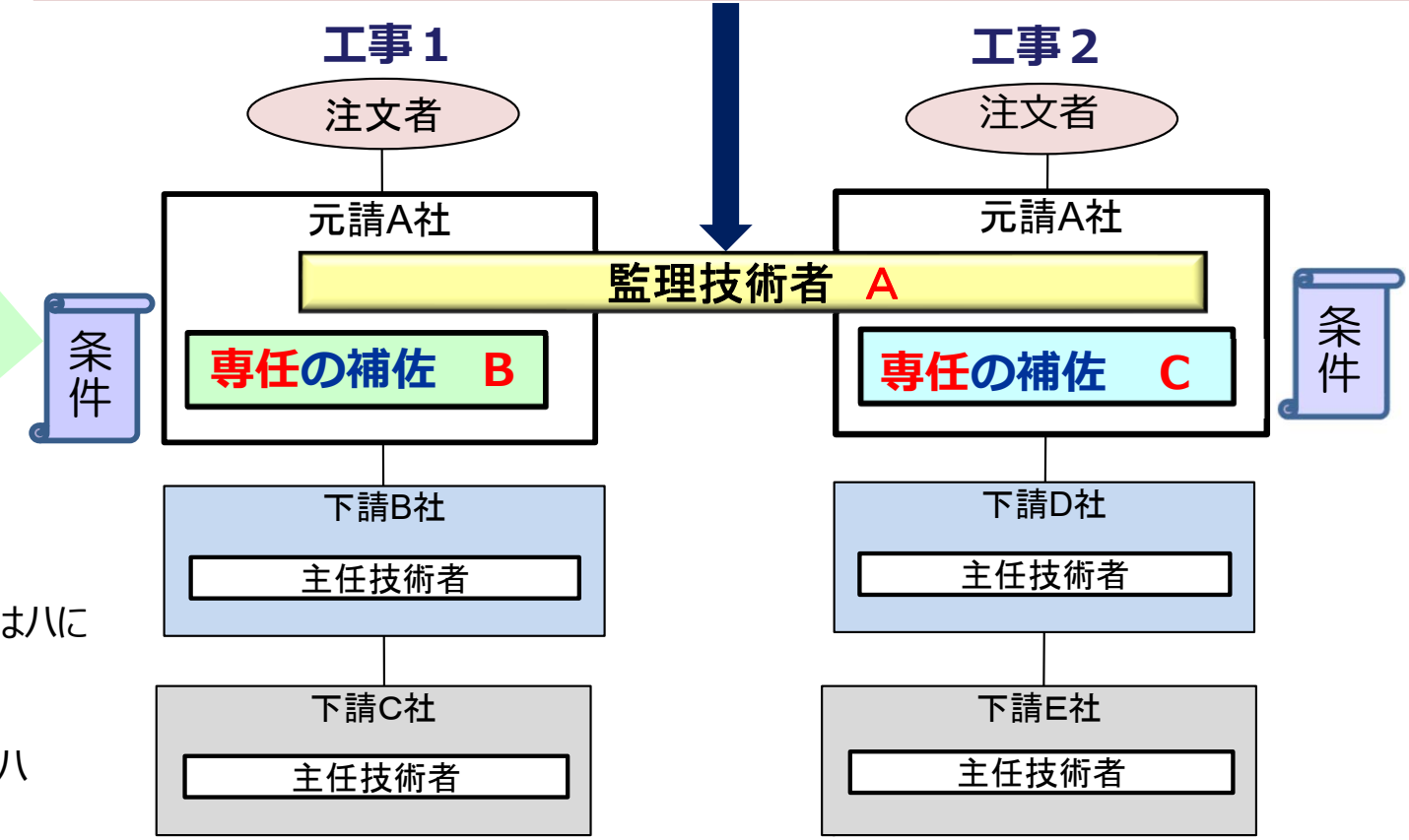
監理技術者の専任の緩和（建設業法第26条第3項第2号） 専任特例2号

国土交通省

【監理技術者制度運用マニュアル三（2）②】

①監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者をそれぞれ専任で置いた場合

②監理技術者の兼務を認めることとする。（2現場まで）



監理技術者を補佐する者

→政令２８条第１項「国土交通大臣が定める要件に該当するもの」

① １級の第一次検定に合格した者（１級技士補）
※且つ、当該工種の法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者であること（主任技術者有資格者）

②法第15条第２号イ、ロ又はハに該当する者

条件

条件

【兼務出来る工事現場の範囲】は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲

主任技術者の専任の特例（建設業法施行令　第27条第2項）

国土交通省

（施行令　第27条第2項）
　前項に規定する建設工事のうち**密接な関係のある**二以上の建設工事を**同一の建設業者**が**同一の場所又は近接した場所**において施工するものについては、同一の専任の**主任技術者**がこれらの建設工事を管理することができる。

従前の取扱い （H25.2.5より実施）

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

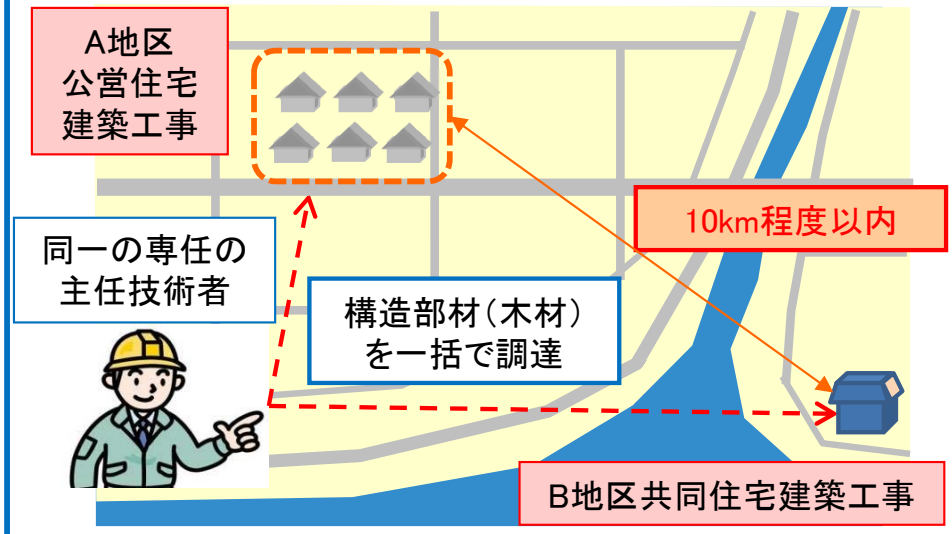
密接な関係のある工事
- 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
- 又は
- 施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

近接した場所
- 工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

要件の緩和 （＊東日本大震災の被災地ではH25.9より適用）



近接した場所
- 工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

密接な関係のある工事
- 「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【＝例示の追加（建築工事でも適用）】

（例）・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
　　・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

二以上の工事を同一の専任技術者が兼務できる場合
（同一の工事としての取扱い）

国土交通省

【監理技術者制度運用マニュアル三（2）④】

原　則

専任の主任技術者、監理技術者については大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められません。

例　外

① 同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
② それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること
③ 全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること

①②③全て満たす場合

一つの工事現場とみなして同一の監理技術者等が管理することができる

○専任特例１号、専任特例２号、令２７条第２項を併用することは可能。

この場合、当該複数工事を一の工事とみなすため、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を5,000万円（建築一式工事の場合は８,000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません（専任特例の場合を除きます）。

特定専門工事の主任技術者“配置”緩和（法第26条の三）

国土交通省

対象とする工事

特定専門工事は、**土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある**、以下の工事とする。

・**鉄筋工事**　・**型枠工事**

下請契約の請負代金の額

主任技術者の専任義務が4500万円以上となっていることを踏まえ**4，500万円未満**とする

配置される主任技術者の要件

上位下請（一次下請A社）の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

・当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し**一年以上指導監督的な実務の経験**を有すること。

・当該特定専門工事の工事現場に**専任で置かれる**こと。

手続

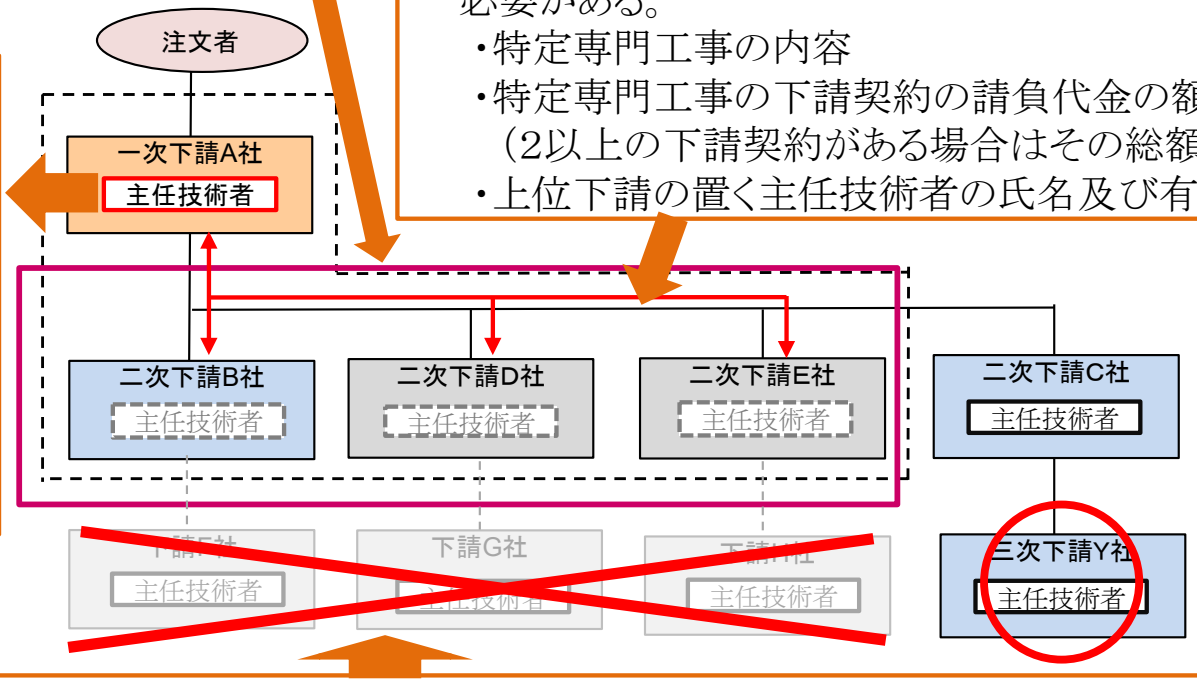
工事を注文する者（一次下請A社）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。

この際、一次下請A社は注文者の書面による承諾を得る必要がある。

・特定専門工事の内容

・特定専門工事の下請契約の請負代金の額
（2以上の下請契約がある場合はその総額）

・上位下請の置く主任技術者の氏名及び有する資格



再下請の禁止

主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その**下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない**。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

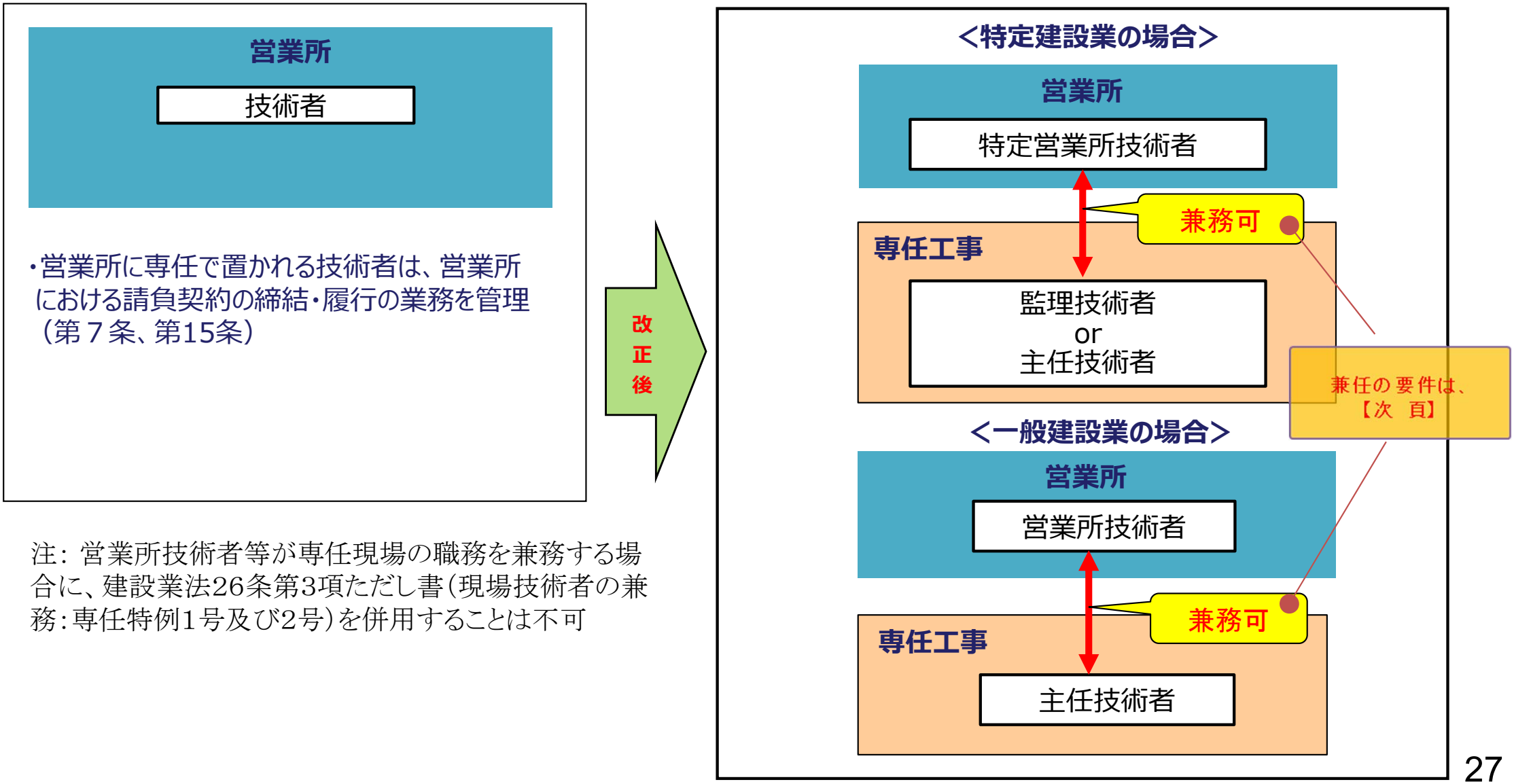
※　主任技術者を置いている（制度を利用していない）下請は再下請可能

4. 営業所技術者等の特例

現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（営業所技術者等の専任現場兼務）

国土交通省

○営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、
今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施（建設業法第26条の5）



注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務：専任特例1号及び2号）を併用することは不可

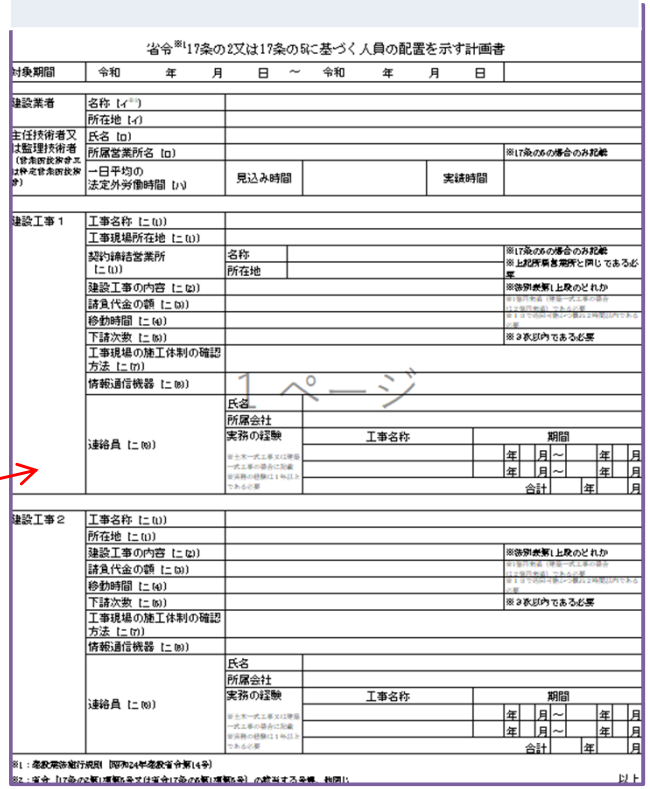
（参考）営業所技術者等号兼任要件（監理技術者制度運用マニュアル二-二（5）②）

国土交通省

情報通信機器の活用等による兼任制度（兼任要件）	
① 請負契約	当該営業所において締結された工事であること
② 請負金額（政令）	１億円（建築一式工事の場合は２億円）未満
③ 兼任現場数（政令）	１工事現場
④ 営業所と現場間の距離（省令）	１日の勤務時間内で巡回可能、かつ、災害、事故その他の事象が発生した場合において、営業所と工事現場との間の移動時間が概ね片道２時間以内
⑤ 下請次数（省令）	注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えないこと ※工事途中に下請次数が３を超えた場合は、専任特例が活用できず工事毎に専任配置が必要となる
⑥ 連絡員の配置（省令）	・連絡員は各工事に配置する必要がある。 ・土木一式工事又は建築一式工事の連絡員は、同業種の建設工事に関し１年以上の実務経験を有するもの ※実務経験の考え方は、営業所技術者（主任技術者）の実務経験に係る考え方と同様 ・連絡員に当該工事現場への専任、常駐は求めない。 ・連絡員は直接的・恒常的雇用関係は必要ないが、最終的な責任は請負会社が負う。
⑦ 施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）	・ＣＣＵＳ又はＣＣＵＳとＡＰＩ連携したシステムが望ましい ・その他システムでも遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム
⑧ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）	・人員計画を作成し、工事現場毎に備え置くこと。 ・保存期間は、規則２８条の帳簿と同じ期間、同じ営業所で保管
⑨ 現場状況を確認するための情報通信機器の設置	・遠隔の現場との必要な映像、音声のやりとりができれば、一般的なスマホ、タブレット端末、ＷＥＢ会議システムでも差し支えない。 ・山間部等通信不能の場合は本制度は利用できない。

人員計画は、「人員の配置を示す計画書（参考様式）」を参考に作成ください。

https://www.google.com/url?sa=t&source=web&rct=j&opi=89978449&url=https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851310.xlsx&ved=2ahUKEwj3oYf29seMAxV5rlYBHZsjOBUQFnoECAkQAQ&usg=AOvVaw0TkGqqLh5Lf8HcVXM7uZAp


省令※1 17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

建設業者　名称 イ※2　所在地 ハ

主任技術者又は監理技術者（登録技術者又は特定登録技術者）　氏名 ロ　所属営業所名 ロ　※17条の5の場合のみ記載　一日平均の法定外労働時間 ハ　見込み時間　実績時間

建設工事１　工事名称 ニ(1)　工事現場所在地 ニ(1)　契約締結営業所 ニ(1)　名称　所在地　※17条の5の場合のみ記載　※上記所属営業所と同じである必要　建設工事の内容 ニ(2)　※別表第1上段のどれか　請負代金の額 ニ(3)　移動時間 ニ(4)　下請次数 ニ(5)　※3次以内である必要　工事現場の施工体制の確認方法 ニ(7)　情報通信機器 ニ(8)

連絡員 ニ(6)　氏名　所属会社　実務の経験　工事名称　期間　年　月～　年　月　合計　年　月

建設工事２　工事名称 ニ(1)　所在地 ニ(1)　建設工事の内容 ニ(2)　※別表第1上段のどれか　請負代金の額 ニ(3)　移動時間 ニ(4)　下請次数 ニ(5)　※3次以内である必要　工事現場の施工体制の確認方法 ニ(7)　情報通信機器 ニ(8)

連絡員 ニ(6)　氏名　所属会社　実務の経験　工事名称　期間　年　月～　年　月　合計　年　月

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の規定する金額、利益に

以上

（注） 営業所技術者等がおかれている営業所の請負契約であること
営業所技術者等が直接的かつ恒常的な雇用契約であること

参考資料

中国地方整備局建政部ホームページでの情報提供

国土交通省

中国地方整備局ホームページからも、次のような参考資料が入手できます。是非、ご覧下さい。

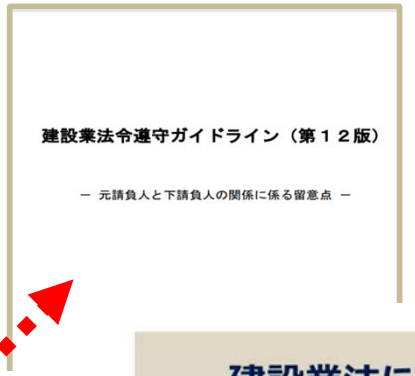
〔中国地方整備局建政部ＨＰ〕のホーム画面の「建設業・建設関連業」をクリック。





「法令遵守及び指導・監督（法令遵守情報サイト）」をクリック。





このガイドラインの概要は、本日の資料に含まれています。

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか等が具体的に示されています。



施工体制だけでなく、建設業における適正な契約等についても、簡潔に解説しています。

施工体制台帳、再下請負通知書の記載例も掲載しています。



建設業法違反となる取引上の行為や注意点と、目指すべき取引のあり方等を簡潔に解説しています。

建設業に関する相談窓口

国土交通省

建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004976（ナビダイヤル）

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00～12:00,13:30～17:00

（土日、祝日、閉庁日を除く）

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への問い合わせは、電子メールでも受け付けています。

以下のHPで各地域でのメール送信先を確認ください。

「建設業フォローアップ相談ダイヤルＨＰ」

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000058.html

●労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。

●加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

駆け込みホットライン

建設業者に対する通報・相談先についてご案内します

「建設業相談窓口ナビ」

https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi

通報内容はこちらにお願いします

「駆け込みホットライン情報収集フォーム」

https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html

お電話での情報提供は

TEL　0570-018-240（ナビダイヤル）

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00～12:00,13:30～17:00

（土日、祝日、閉庁日を除く）

●「駆け込みホットライン」に寄せられた情報により、法令違反の疑いがある建設業者には、許可行政庁が必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。

建設業に関する相談窓口

国土交通省

建設業取引適正化センター

相談料無料

センター東京

TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター大阪

TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

【受付時間】9:30～17:00
（土日、祝日、年末年始を除く）

●元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業取引適正化センター　検索

許可申請等に関するお問い合わせ窓口

TEL 082-221-9231
中国地方整備局/代表
→建政部建設産業課をご指定ください

【受付時間】9:15～12:00,13:00～18:00
（土日、祝日、閉庁日を除く）

● 建設業許可、建設業の変更届、経営事項審査等の建設業法に基づく申請手続きについてのご相談、その他建設業法関係全般のご相談を受け付けます。

●建設業法及び各種ガイドラインの詳細は、以下の国土交通省ホームページ等でご確認いただけます

建設業法

ガイドライン・マニュアル

工期に関する基準

建設工事標準請負契約約款